

日本の獣医師関係学会・研究会一覧 (専門性認定のあるもの)

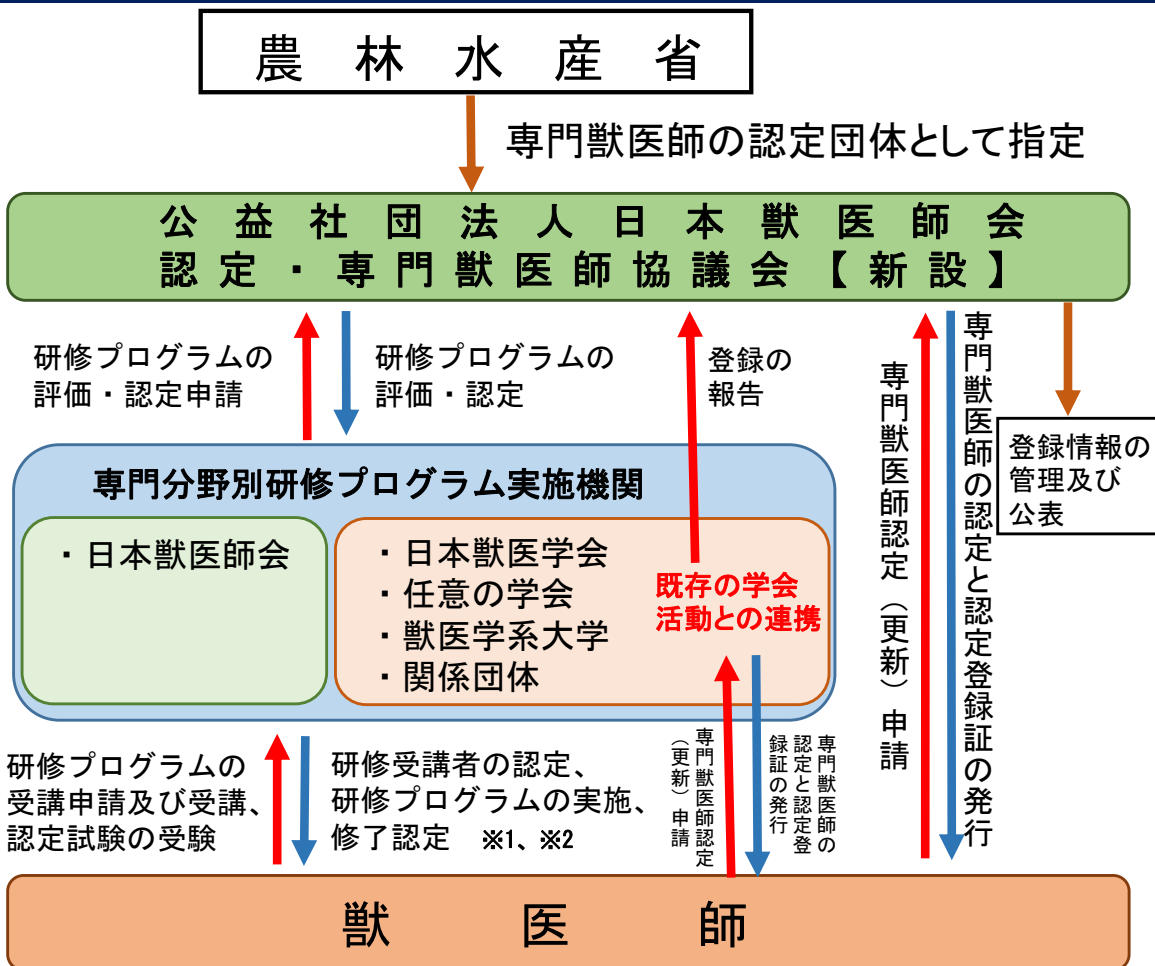
令和4年12月13日
獣医事審議会第3回免許部会

参考2

認定団体	認定名称
公益社団法人動物臨床医学研究所（動物臨床医学会）	獣医総合臨床認定医
公益社団法人日本獣医学会	日本獣医病理学専門家協会（JCVP）会員資格認定
公益社団法人日本動物病院協会	認定医（内科・外科・総合臨床医）
一般社団法人日本毒性学会	認定トキシコロジスト
一般社団法人日本獣医画像診断学会	画像診断学等に関する技能検定試験修了者
一般社団法人日本獣医がん学会	日本獣医がん学会獣医腫瘍科認定医（Ⅰ種、Ⅱ種）
一般社団法人日本獣医再生医療学会	（事業内容として、専門医の育成及び認定）
一般社団法人日本獣医循環器学会	動物循環器認定医
一般社団法人日本獣医皮膚科学会	日本獣医皮膚科学会認定医
一般社団法人日本獣医ホメオパシー学会	日本獣医ホメオパシー学会認定医
一般社団法人日本小動物獣医師認定医協会	日本小動物獣医師認定医協会認定医（ページなし）
一般社団法人日本小動物整形外科協会	認定修了医
一般財団法人 楓会 日本獣医中医薬学院	1級または2級獣医中医師（鍼灸・漢方）、修了証発行
一般財団法人比較統合医療学会（旧：日本伝統獣医学会）	獣医鍼灸認定医（Ⅰ種、Ⅱ種）
獣医アトピー・アレルギー・免疫学会	技能講習履修獣医師
獣医神経病学会	獣医神経病学会基礎講習会修了証発行
鳥類臨床研究会	認定会員
日本ウマ科学会	日本ウマ科学会認定馬臨床獣医師認定
日本実験動物医学専門医協会（（公社）日本獣医学会）	実験動物医学専門医
日本獣医腎泌尿器学会	日本獣医腎泌尿器学会認定医・上級認定医
日本獣医動物行動学研究会	獣医行動診療科認定医・研修医
日本獣医内視鏡外科研究会	獣医内視鏡外科・技術レベル認定（レベルⅠ～Ⅲ）
日本獣医輸血研究会	認定輸血コーディネーター
日本小動物外科専門医協会（（一社）日本獣医麻酔外科学会）	日本小動物外科専門医
日本小動物歯科研究会	レベル認定（レベル1～4）
日本野生動物医学会認定専門医協会	日本野生動物医学会認定専門医
日本レーザー獣医学研究会	認定医（ページなし）
比較眼科学会	獣医眼科学専門医

日本の獣医師関係学会・研究会一覧 (認定要件一例)

団体名	認定名称	認定人数 (HP掲載)	研修・講習	実務歴	試験	更新制度	その他
公益社団法人動物臨床医学研究所 (動物臨床医学会)	獣医総合臨床認定医	43	過去7年以内の取得ポイントが、合計50ポイント以上(セミナー、学会発表、論文掲載など)	小動物臨床経験を5年間以上有する者。	あり	5年ごと	・申請時より過去5年間以上連続して会員であり、会費を完納している者。 ・申請時より過去5年間以内に3回以上学会へ出席している者。
公益社団法人日本動物病院協会	認定医 (内科・外科・総合臨床医)	総合臨床医:166 内科:43 外科:40	総合臨床医: JAHA認定医(総合臨床医)継続教育指定セミナーの受講 内科・外科: 認定医(内科・外科)指定セミナー受講	総合臨床医: 通算4年以上の家庭動物臨床経験 内科・外科: 通算6年以上の家庭動物臨床経験	あり	総合臨床医: 4年ごと 内科・外科: 8年ごと	・総合臨床医: 試験申込時点から過去3年以内に1回以上の学会発表等の実績 ・内科・外科: JAHA認定総合臨床医、学会発表または論文発表
一般社団法人日本獣医循環器学会	動物循環器認定医	151 (認定保留中含む)	学会が主催する認定講習会を受講すること(2年間に34講座)	臨床獣医師にあつては、一般臨床経験5年以上、研究者にあつては、研究歴5年以上を経た者。	あり	5年ごと	・会員暦が5年以上であること。 ・更新の際は、学会誌「動物の循環器」への投稿(掲載もしくは受理済み)が義務。
日本ウマ科学会	日本ウマ科学会認定馬臨床獣医師	130	更新の際は、5年間で15ポイント以上取得(学術集会、学術雑誌投稿など)	馬専門の臨床獣医師として5年間以上の職歴を有すること。	あり	5年ごと	・会員であること。
比較眼科学会	獣医眼科学専門医	27 (専門医)	新規登録書類審査のための評点基準に従って総合点が80点に達している者。(論文投稿、学会発表、セミナーや基礎講座等の参加)	4年間以上の一般診療経験者で、認定研修施設で5年間以上研修し十分な経験を積んだと指導医が認めた者。 過去2年間の認定研修施設における診療・手術実績が条件を満たす者。	あり	5年ごと	・会員暦が3年以上であること。 ・専門医試験を受験する者は、別に定める書類を比較眼科学会事務局経由で資格委員会委員長へ提出すること。



※1：臨床診療技術に関する研修項目は、獣医学系大学の診療施設、農林水産大臣の指定する卒後臨床研修施設等で実施。

※2：学会・研修会等への参加実績管理は獣医師生涯研修システムを活用。

【公益社団法人日本獣医師会 認定・専門獣医師協議会】

令和3年9月10日設立

○構成

- ①日本獣医師会、日本獣医学会、任意の学会等で構成

○役割

- ①専門獣医師認定を行う専門分野の検討及び指定
- ②専門分野別研修プログラムの評価・認定・管理
- ③専門獣医師の認定登録及び管理（更新手続含）

○その他

- ①事務局：公益社団法人日本獣医師会

○準備・検討事項

- ①専門獣医師認定を行う専門分野
- ②専門分野別研修プログラムの募集・評価・認定のあり方
- ③制度の周知・広報

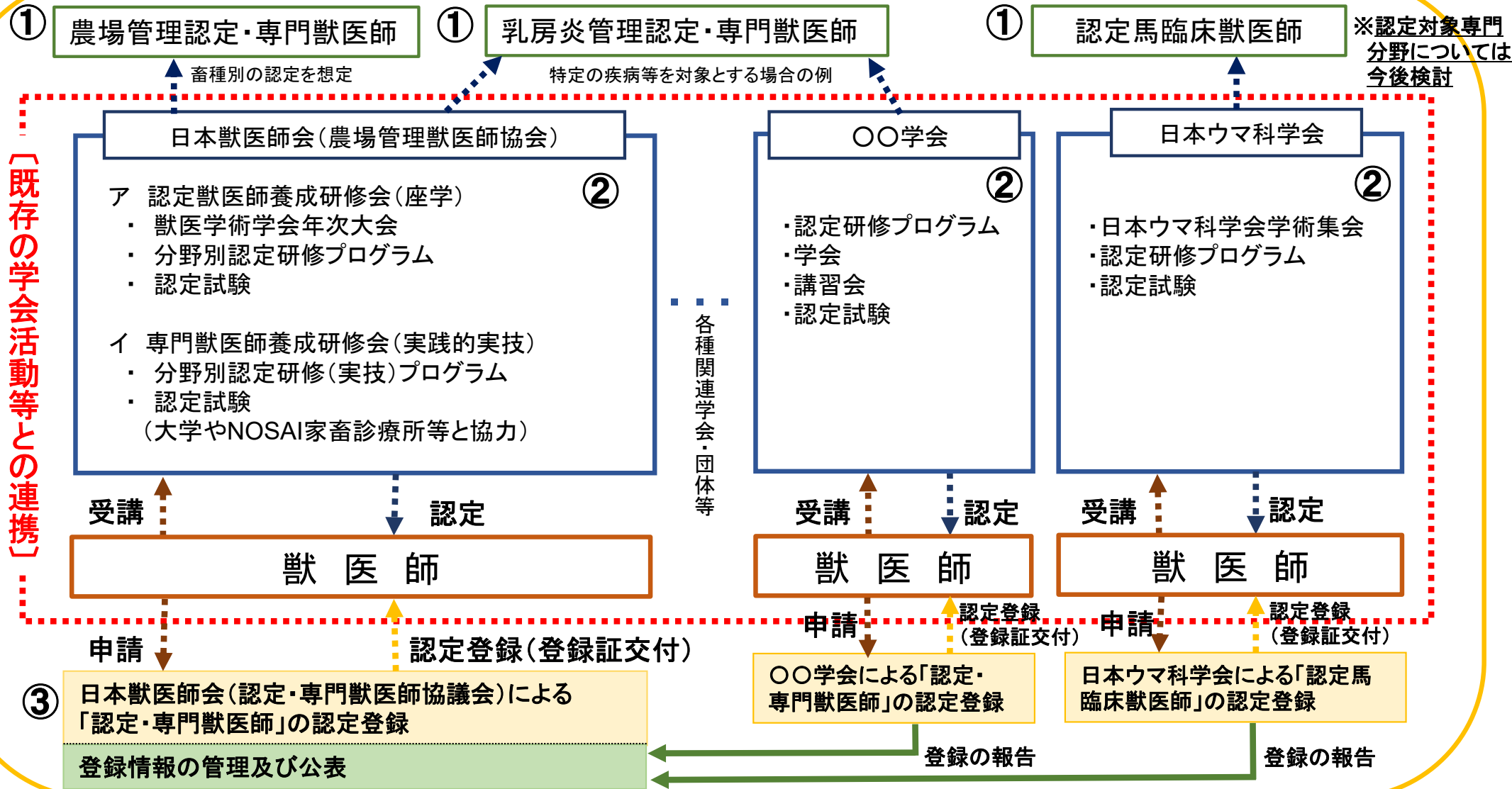
【検討にあたり留意すべき事項】

- 獣医療法第17条における獣医療広告制限を一部緩和し、一定の基準を満たす団体が認定した専門獣医師であることを広告可とすること。
- 令和12年度を目標年度とする「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（令和2年5月）」において、「獣医師会が中心となって、獣医師の専門性を認定する仕組みの構築及び獣医療広告のあり方について検討を進める。」と規定。

「認定・専門獣医師」を広告制限の特例とするための仕組 (産業動物分野におけるイメージ例)

丸数字は下段に示す
協議会の役割に対応

認定・専門獣医師協議会(新設) (公益社団法人日本獣医師会に設置)



獣医療法に基づく広告制限の特例措置を受けるために専門獣医師協議会が果たす役割

- ① 広告可能な専門分野(資格名)の検討及び指定
- ② 専門分野別研修プログラムの評価及び認定(既存の学会等における研修等を活用)
- ③ 認定・専門獣医師の認定登録及び管理

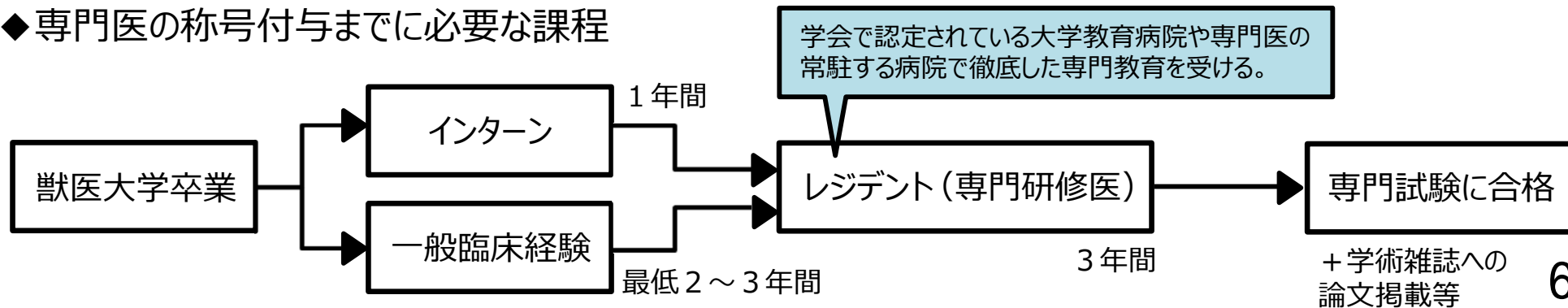
海外における専門性資格のあるもの

認定団体	認定名称
米国獣医専門委員会	米国獣医師会が認めた22の専門学会等が専門医を認定
欧州獣医専門委員会	27の獣医専門医会が専門医を認定 (31か国で有効)
英国王立獣医師協会	37の専門性資格を認定 (専門性資格の中にサブスペシャリティも存在)
オーストラリアとニュージーランドの獣医科学者会	28の専門性資格を認定
NPO法人アジア獣医専門医機構	アジア獣医皮膚専門医会 アジア獣医内科専門医会 (一般内科、循環器科、神経科、腫瘍科) アジア獣医外科専門医会 アジア獣医眼科専門医会 アジア保全医学専門医会 (動物園動物や野生動物) が専門医を認定
ISFM (国際猫学会 International Society of Feline Medicine)	キャット・フレンドリー・クリニック認定動物病院、 猫の専任従事者認定
ISVPS (国際獣医大学院、International School of Veterinary Postgraduate Studies)	ISVPS (獣医師へ全世界で認定されている高い水準の 資格を提供するために献身している非営利団体) の 総合臨床医認定 (歯科、外科)

米国獣医師会認定専門学会等による専門性資格認定

専門学会等	<ul style="list-style-type: none"> ・獣医毒性学会 ・AW専門医会 ・実験動物専門医会 ・家禽獣医師専門医会 ・生物発生学専門医会 ・獣医麻酔疼痛管理専門医会 ・獣医行動学専門医会 ・獣医臨床薬理専門医会 ・獣医皮膚専門医会 ・保全医学専門医会 ・獣医救急・救命救急専門医会 ・獣医腎泌尿器専門医会(暫定) ・獣医眼科専門医会 	獣医内科専門医会	臨床獣医学会	獣医微生物専門医会	獣医病理専門医会	獣医予防医専門医会	獣医放射線専門医会	獣医リハビリテーション専門医会	獣医外科専門医会	獣医歯科専門医会
認定分野		<ul style="list-style-type: none"> ・循環器学 ・小動物 ・大型動物 ・神経学 ・腫瘍学 ・栄養 	<ul style="list-style-type: none"> ・シェルターメディスン ・爬虫類両生類 ・エキゾチックアニマル ・犬と猫 ・馬 ・食用動物 ・酪農 ・豚の健康管理 ・鳥 ・肉牛 ・猫 	<ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス学 ・免疫学 ・細菌学/真菌学 ・寄生虫学 	<ul style="list-style-type: none"> ・解剖病理学 ・臨床病理学 	<ul style="list-style-type: none"> ・疫学 	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線腫瘍学 ・馬の画像診断 	<ul style="list-style-type: none"> ・犬 ・馬 	<ul style="list-style-type: none"> ・小動物 ・大動物 	<ul style="list-style-type: none"> ・馬の歯科

◆ 専門医の称号付与までに必要な課程



医師における専門医制度について

(厚生労働省「専門医の在り方に関する検討会報告書(平成25年4月22日)より)

(一社) 日本専門医機構が認定する専門医

<経緯>

- ・専門医は各学会が独自に運用しており、専門医の質の担保に懸念が生じていることや医師の地域偏在・診療科偏在が課題となっており、厚生労働省は、平成23年以降、新たな専門医に関する検討を開始。

- ・新たな仕組みとして、中立的な第三者機関を設立し、専門医の認定と養成プログラム(以下、プログラムという。)の評価・認定を統一に行うこととし、(一社)日本専門医機構を設立(従来、認定を行っていた日本専門医制評価・認定機構を改組)。

<制度の概要>

- ・医療法第6条の5第3項に基づき、「医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項」(平成19年厚生労働省告示第108号)に、(一社)日本専門医機構が行う専門性認定に関する認定を受けた旨(基本領域専門医^{※1}に限る。)を広告可能と規定している。
 - ・ 医師法で必須とされている初期研修とは異なり、プロフェッショナルオートノミー(専門家による自律性)を基盤として設計。平成29年度からプログラムを開始。
 - ・ 19の基本領域で構成される「基本領域専門医」と、基本領域専門医の取得後に選択できる22の「サブスペシヤリティ領域専門医」の2段階制。
 - ・ 領域ごとにプログラムに関する基準を定め、専門医機構が承認。機構が承認したプログラムに基づき、各研修施設がプログラムを作成し、専門医機構が審査し認定。
 - ・ 専門医の取得を希望する医師は、初期研修(2年間)終了後から、プログラムを開始することが可能。
 - ・ 専門医の取得を希望する医師が特定の都市、特定の診療科に偏らないよう、大都市においては人数制限を設けるなどを配慮。
 - ・ プログラムは少なくとも3年以上の研修が必須。研修終了後、日本専門医機構^{※2}が実施する試験に合格し、認定を受ける必要。また、原則5年ごとに更新が必要。
- ※1 内科、小児科、皮膚科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、脳神経外科、放射線科、麻酔科、病理、臨床検査、救急科、形成外科、リハビリテーション科及び総合診療
- ※2 専門医の試験は学会に委託することが可能。

医療広告で広告可能な専門医

<経緯>

- ・平成14年4月に行われた広告規制の緩和に伴い、医師又は歯科医師の専門性に関する告示で定める基準を満たし、厚生労働大臣に届出がなされたものは広告可能となった。

<制度の概要>

- ・以下の基準を満たし、厚生労働大臣に届出を行った団体が行う医師の専門性に関する認定を受けた旨は広告可能とされている。

- イ 学術団体として法人格を有していること。
- ロ 会員数が1,000人以上であり、かつ、その8割以上が当該認定に係る医療従事者であること。
- ハ 一定の活動実績を有し、かつ、その内容を公表していること。
- ニ 外部からの問い合わせに対応できる体制が整備されていること。
- ホ 当該認定に係る医療従事者の専門性に関する資格（以下「資格」という。）の取得条件を公表していること。
- ヘ 資格の認定に際して、医師、歯科医師、薬剤師において5年以上、看護師その他の医療従事者において3年以上の研修の受講を条件としていること。
- ト 資格の認定に際して適正な試験を実施していること。
- チ 資格を定期的に更新する制度を設けていること。
- リ 会員及び資格を認定した医療従事者の名簿が公表されていること。

- ・現在広告可能な専門医等は、厚生労働省ホームページに掲載。
（令和4年4月現在、医師の資格は56）